

医療機関の指定状況について

- 特定機能病院
- 保険医療機関
- 健康保険法による特定承認保険医療機関
- 国民健康保険法による特定承認療養取扱機関
- D P C 対象病院
- 都道府県がん診療連携拠点病院
- がんゲノム医療連携病院
- 難病指定医療機関
- エイズ治療中核拠点病院
- 生活保護法指定医療機関（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく指定医療機関を含む。）
- 都道府県肝疾患診療連携拠点病院
- 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院
- 特定疾患治療研究事業委託医療機関
- 生活保護法による医療機関
- 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関
- 感染症法による医療機関
- 第一種感染症指定医療機関
- 災害拠点病院（基幹災害医療センター）
- 消防法による救急医療（三次救急医療機関）
- 高度救命救急センター
- 指定自立支援医療機関（育成医療、更生医療、精神通院医療）
- 指定養育医療機関
- 指定療育機関
- 老人福祉法による医療機関
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関
- 精神保健福祉法による医療機関
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく指定病院又は応急入院指定病院
- 指定小児慢性特定疾病医療機関
- 地域周産期母子医療センター
- 母子健康法（妊娠乳児健康診断・養育医療）
- 不妊専門相談センター
- 労働者災害補償保険法による医療機関
- 戦傷病者特別援護法による医療機関
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療機関（一般医療・認定医療・健康診断）
- 公害医療機関
- 臨床修練指定病院（外国医師・外国歯科医師）
- 精神保健指定医の配置されている医療機関
- 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関
- 母体保護法指定医の配置されている医療機関
- 医療保護施設（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。）